



くらし

犬や猫を飼っているみなさんへ

朝晩、運動のため犬を放す方がいます。放し飼いにすると、ときに人を襲ったり、他人の土地や作物などを荒らしたりします。犬は必ずつないで飼いましょう。

運動をさせるときは紙、袋などを持参し、フンは飼い主が責任をもって始末しましょう。犬も猫もしついでに排便の場所を決めさせることができます。

犬の登録や狂犬病予防注射は、法律で義務づけられています。犬を飼ったら必ず届けて、予防注射を受けましょう。亡くなった時も必ず届け出ましょう。

犬も猫もしついでに十分にし、正しく飼って街の美化にご協力ください。

詳しいお問い合わせは

本庁 環境課

☎ 8421

国民年金保険料学生納付
特例申請が始まります

学生の方で国民年金保険料の納付が困難な方には、国民年金保険料学生納付特例申請の制度があります。

申請は本庁および支所で行っております。申請に必要なもの

印鑑、年金手帳、学生証の写しなど

詳しいお問い合わせは

本庁 市民課国民年金係

☎ 1265

特別障害給付金について

対象者

平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生

昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合などの加入者）の配偶者で、当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方。ただし65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限りません。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象となりません。

給付金を受けるためには、社会保険庁長の認定が必要になります。

本庁および支所を受け付けいたします。

詳しいお問い合わせは

本庁 市民課国民年金係

☎ 1265

介護保険料のご案内

65歳以上の介護保険第1号被保険者のみなさまが4月に受け取られる年金から、平成17年度介護保険料の特別徴収（年金からの天引き）の仮徴収が始まります。

介護保険法の規定により、特別徴収される保険料額は、今年2月に徴収された金額と同額（6月分、8月分も同額）となりますので、あらかじめご承知おきください。

なお、平成17年度介護保険料の本算定は、7月中旬を予定しております。その際は、

みなさまの介護保険料額について、個別にご案内いたします。

詳しいお問い合わせは

本庁 高齢者支援課介護保険係

☎ 8451

4月1日から 個人情報
保護法が全面施行されました

個人情報取扱事業者は、個人情報の利用目的を明らかにし、その範囲内で取り扱うことが義務付けられました。

また、本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供することは原則禁止されるほか、安全管理措置、従業者や委託先の監督など個人情報の適正な取り扱いに関するルールが適用されます。

自分の個人情報については、事業者に開示等を求めることができます。また個人情報に関するトラブルや疑問をその事業者に申し出るほか、認定個人情報保護団体や市役所、国民生活センターの苦情相談窓口などで相談することができます。

詳しいお問い合わせは

本庁 男女参画まちづくり課

☎ 1112

固定資産税台帳の縦覧期間中です！

期 間 5月2日（月）まで

時 間 8:30～17:15

土・日曜日および祝日は除きます。

縦覧場所 七尾市役所 1階税務課内

田鶴浜支所 総務課内

中島支所 総務課内

能登島支所 総務課内